

[速報版]

- 委員長（土屋けんいちさん） ただいまから、まちづくり環境委員会を開きます。
- 委員長（土屋けんいちさん） 初めに休憩を取って、本日の流れを確認いたしたいと思います。
- 委員長（土屋けんいちさん） 休憩いたします。
- 委員長（土屋けんいちさん） 委員会を再開いたします。
- 委員長（土屋けんいちさん） 本日の流れにつきましては、1、行政報告、2、次回委員会の日程について、3、その他ということで進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、そのように確認いたします。

- 委員長（土屋けんいちさん） 市側が入室するまで休憩いたします。
- 委員長（土屋けんいちさん） 委員会を再開いたします。
- 委員長（土屋けんいちさん） 生活環境部報告、本件を議題といたします。

本件に対する市側の説明を求めます。

- 生活環境部長（垣花 満さん） 本日、生活環境部からは行政報告、3件ございます。1つ目が、「三鷹ごみナビ」導入に伴う個人情報の保護及び安全性について。これは、前回の委員会で御指摘等ありましたので、さらに検証した形で御報告をするものでございます。2番目として、商工会館移転に関する要望書の受理について。3番目に、三鷹市井口市民農園の開園について。以上3点の御報告となります。

詳細につきましては、各担当の課長から御報告いたします。

- ごみ対策課長（仲 雅広さん） よろしく願いいたします。では最初に、資料1を御覧ください。「三鷹ごみナビ」の導入に伴う個人情報の保護及び安全性についてということで、12月のまちづくり環境委員会で御報告させていただきました、「三鷹ごみナビ」の導入についての引き続きの御説明になります。

まず、1番目の個人情報の取得、保存に関する基本的な考え方について、御説明させていただきます。「三鷹ごみナビ」のシステムは、そもそごみの分別案内及び適正な排出を促すことを目的としております。ごみの品目名を入力する仕様となっております。ごみを排出する方の氏名や住所、電話番号、生年月日といった、個人を特定する情報を取得する仕様にはなってございません。

また、本システムは、基本的にデータを保存しない仕様となっており、これらのことについて、改めて事業者のほうに個人情報の保護及び安全性について確認しましたので、御説明させていただきます。

それでは、2番目の情報の安全について御説明させていただきます。この(1)から(5)のことでございまして、情報漏えいのリスクが低く、安全に利用できると考えておりますので、よろしく願いいたします。

では、(1)「三鷹ごみナビ」の友だち登録時の設定が必要な情報についてです。この設定に必要な情報としましては、言語設定のみで、その他、友だち登録後に設定いただくものとしたしましては、市内の10地区の区分になります、ごみの分別区分の設定が必要になります。このことにより、友だち登録時に個人を特定する情報を入力することはありません。

続きまして、(2)、検索テキストデータ、文字検索の管理についてです。ごみ分別を検索するために送信されたテキストデータは、まず「ごみナビ」の専用のサーバーとOpen AI社のサーバーに保存されます。「ごみナビ」サーバーに保存されたテキストデータは、どのような品目が多く検索されてい

[速報版]

るかとか、そういった非個人情報を統計データとして、サービス利用上の把握のために利用されます。

また、この保存されたデータにつきましては、管理画面でどのようなデータが保存されているかを見ることができますので、これにつきましては定期的に確認して、不適切なデータについては削除していきたいと考えております。

次に、Open AI社に保存されたテキストデータですが、こちらにつきましては、APIデータ利用ポリシーに従いまして、不正検索のために一定期間保存された後に自動的に削除されます。そういった仕組みになっておりますので、テキストデータがサーバー上に継続的に保存されることはありません。

続きまして、(3)、画像データの管理についてです。ごみの品目を特定するために送信された画像データは「ごみナビ」のサーバーを経由してOpen AI社のサーバーに送られます。このとき「ごみナビ」サーバーの画像データは、Open AI社のサーバーに送られた時点で自動的に消去されます。

一方、Open AI社のサーバーでの画像データは、APIデータ利用ポリシーに従って、AIで解析のみに利用され、その後また同じように、一定期間保存された後に自動的に消去される仕組みが構築されています。このため、画像データがサーバー上で継続的に保存されることはありません。

続きまして、(4)の位置情報の管理についてです。拠点回収場所などの検索を行うと、利用者が今どこにいるかすぐ分かるように、一旦は携帯電話のスマートフォン等のGPS機能を使って、その位置を地図上に示しますが、利用者が送信する情報からはGPS情報が削除され、そこに地図情報の上に、赤い印として、その方がいる場所として情報が送信されます。

このため「ごみナビ」のサーバーに送られた場所の情報は処理後に自動消去されます。この場所の情報は、AIによる解析がそもそも必要ありませんので、Open AI社には送信されません。これらのことから、利用者の場所や移動経路が追跡されることはありません。

続きまして、(5)の各サーバーの安全性について御説明させていただきます。あのところですが、各サーバーはパスワードで管理され、サーバーへのアクセスは権限がある社員のみ限定されております。

続きまして、今のところで、このサーバーにつきましては、国際規格であるISO27001の認証取得をはじめとし、組織的、技術的に高い水準にある国内外の規格の認証を取得しております。

続きまして、ウですが、各サーバー間の通信ではデータは暗号化され、セキュアなAPI連携がされているとともに、利用規約等でその情報の管理について、安全性が担保されるよう規定されています。

続きまして、2ページ目、エになりますが、送信されたテキストデータ、画像データは、APIデータ利用ポリシーに従って、AIが学習しない、また、データは一定期間で自動消去される仕組みが構築されています。なので、AIの記憶や知識として蓄積されることはございません。

続きまして、大きな3番目のスケジュールの確定についてです。この間、実証実験や本番運用のスケジュールについてですが、この間の個人情報等の情報の安全性の確認が必要であったことや、LINEヤフー社との契約の手続きもありまして、記載のとおり、スケジュールについては約半月遅らせてスタートしたいと考えております。

次に、4のその他の対応策のところですが、「三鷹ごみナビ」を利用する市民に対する周知として、利用規約の中で入力した情報がAPI社に行きますよ、または禁止事項として、個人情報を入力しないでください、あと、人の画像や後ろに個人情報が映り込むような入力はしないでくださいといったようなこととか、責任について、利用規約のほうに規定していきたいと思っております。この利用規約を「三鷹ごみナビ」の友だち登録時に表示しまして、同意していただいた方に御利用いただくように御案内してい

[速報版]

きたいと思います。

また、同じような内容をパンフレットやホームページにも記載しまして、市民の皆様には「三鷹ごみナビ」での情報の取扱いを御理解いただいた上で、利用いただくように努めてまいります。

それから、最後に、三鷹市の個人情報保護制度運営委員会についての御報告についても確認させていただきました。「三鷹ごみナビ」の運用に当たりましては、個人情報もそもそも取得、保有しない、利用しないというものということであれば、個人情報保護制度運営委員会に報告する理由はないというふうに担当部署のほうには確認しております。

しかしながら、市が提供する行政のサービスになりますので、直接OpenAI社と契約までは行けないんですけども、この開発事業者との契約の中で、個人情報の保護の観点から、例えば第66条の安全管理の措置とか、情報漏えいをした場合の対応について契約を結びまして、万が一そういったことが起きた場合には、第一義的には市が補償、きっちりと対応するということにはなりますが、開発業者との契約の中で、そういった部分についてもきちっと決めて、対応していきたいと考えております。

御説明は以上になります。

○生活経済課長（黒木誠也さん） 私からは、資料2、商工会館移転に関する要望書の受理について、御説明を申し上げます。まず、番号1で、要望書の受理についてでございますが、この要望書は、本年1月20日、三鷹商工会酒井裕央会長から、公有地でございます三鷹消防署跡地の一部を活用し、新たな商工会館を整備したい旨の要望書が提出されまして、市はこれを受理したものでございます。実際の要望書自体は、もう一枚、資料2別紙でお付けしておりますものが、そのものとなっております。

番号の2で、要望書の概要といたしましては、現商工会館は老朽化が進行しており、耐震性に劣る建物であること、現地での建て替えを行う場合、必要な機能を確保することが困難であることが述べられておりまして、移転後の諸条件として、現商工会館と同等の機能及び規模が整備されているところでございます。

番号の3といたしまして、今後の方向性でございますが、現在、当該用地は暫定的に活用をされておりますが、その後、検討の際には、市といたしましては、防災・減災の観点を軸としつつも、土地利用の詳細——こちらは現在、未定の状況でございますが、三鷹商工会と具体的な協議に移行した際には、有償譲渡、賃貸借、等価交換など、あらゆる手法を検討してまいりたいと考えているところでございます。

私からの御説明は以上でございます。

○生活環境部調整担当部長（鎮目 司さん） 私からは、報告案件の3、三鷹市井口市民農園の閉園について御説明いたします。初めに、資料3を御覧ください。そして、裏面をめくっていただきまして、この中段の表、参考、市民農園の開園状況を御覧ください。

市が現在運営している市民農園は市内で7か所あり、区画については、年齢制限のない一般向けの区画、188区画と、60歳以上の高齢者向け区画、293区画を設置しています。利用期限は、全ての区画で共通で、令和7年4月1日から令和10年1月31日までとなっております。

しかしながら、このたび、表中の項番7の井口市民農園の所有者が令和7年6月にお亡くなりになり、令和8年1月に土地所有者の相続人から、市に対して市民農園用地を返還してもらいたいとの連絡がありました。

それでは、改めて資料3の表面を御覧ください。今回、閉園する井口市民農園の概要となります。農

[速報版]

園の場所につきましては、下段の案内図のとおりで、平成17年、2005年に開設し、現在は一般向けの20平米の区画が52区画、高齢者向けの10平米の区画が12区画の農園となっております。現在の利用者の利用期間の期限は、令和10年1月31日までとなっておりますが、令和7年度の利用料金の利用期間である令和8年3月31日をもって閉園することとし、6月末日までに原状復旧を行い、土地所有者に返還することといたしました。

また、現在の市民農園利用者には、今年1月21日付で利用者への通知及び園内の掲示板により、閉園についてお知らせするとともに、自動的にこの利用者に対しては、市民農園利用の希望者のキャンセル待ちに登録をさせていただいております。市としましても、市民農園の区画数の急激な減少を抑制するため、機会を捉えて市民農園の用地の適地の確保に努めてまいります。

説明は以上となります。

○委員長（土屋けんいちさん） 市側の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

○委員（吉田まさとしさん） おはようございます。よろしくお願いたします。

まず「ごみナビ」についてなんですけども、何か所かサーバーのデータを自動消去となっておりますが、一定期間、これ、大体どれぐらいの期間ということで認識というか、確認されていますでしょうか。

○ごみ対策課長（仲 雅広さん） Open AI社のほうのサーバーにつきましては、その利用のポリシーには最大で30日間というふうに記載されております。

○委員（吉田まさとしさん） ありがとうございます。分かりました。

それから、御説明の中で私のほうで解釈ができなかったところなんですけど、(5)の各サーバーの安全性、「パスワード管理され、サーバーへのアクセスは、権限がある社員のみ」、これは先方の社員の方という意味ですよね。お願いします。

○ごみ対策課長（仲 雅広さん） はい、おっしゃるとおり、先方の会社の社員ということになります。

○委員（吉田まさとしさん） 分かりました。ありがとうございます。

(2)のところで、先ほど、「ごみナビ」サーバーでは分別データ及び統計データ、三鷹市のほうとして、これを利用者側のサービスを把握できるというふうな御説明だったかと思うんですが、今の(5)のサーバーについては、先方の社員、こちらの(2)のほうは、市の職員もアクセスできるんでしょうか。よろしくします。

○ごみ対策課長（仲 雅広さん） まず「ごみナビ」のサーバーにつきましては、サーバーそのものにアクセスできるのは向こうの社員のみ、市の職員は、その管理画面といたしまして、先ほどお話ししましたように、何のごみが一番多く検索されたとか、あとは、フィードバックしていただくんですけども、この「ごみナビ」の評価、間違っているじゃないかみたいな、バッドボタンとか、グッドボタンというのを押していただいたものがサーバーに行って、管理画面に表示されます。統計されたものだけが見られます。

市としては、それを確認はできるということで、サーバーの中まで入って、市の職員が何か触ったりすることはできません。情報を確認するという意味です。

○委員（吉田まさとしさん） よく分かりました。ありがとうございました。

それから、商工会の件なんですけども、すみません、これも、商工会さん、こちらに移転を要望され

[速報版]

ているんですが、現在の所有地は商工会の所有地なんですか。

○生活経済課長（黒木誠也さん） 商工会さんの事務局に伺う限りは、現在、土地も、建物も商工会さんのほうで所有されているというふうに伺っております。

以上でございます。

○委員（吉田まさとしさん） 分かりました。そうですね、突っ込んだことになってしまうんですが、その空いた、移転された跡の土地、これをどうされるかという確認はまだしていないんですかね。予定もされてないのかな、一応お聞きしたいと思います。

○生活経済課長（黒木誠也さん） 今現在、商工会さんの中では、商工会館の建て替えに伴う検討委員会という組織を立ち上げて、現地での建て替えの可能性はあるのか、ないのかとか、そういうことも含めて検討されてきたというふうに伺っております。

その中で、今回このような形で市に要望書が出てきたというところで、私どもとしては認識しているところがございますので、財産をどうするですとか、そういったことというのは今後の話になるのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員（吉田まさとしさん） 分かりました。

以上になります。ありがとうございました。

○委員（成田ちひろさん） お願いします。「ごみナビ」のところで1点、吉田委員の質問に対してもかなり細かく説明していただいたと思うんですけど、私も1点確認したくて。御説明の中で、文脈がちゃんとつかめていないというところもあるんですけど、不適切な画像は削除していきたいみたいな御説明があったと思うんです。それ、削除するのはどなたなのかというのだけ確認していいですか。

○ごみ対策課長（仲 雅広さん） 削除するのは、その従業員といいますか、会社の社員ということになります。市のほうでは、その情報を管理して、定期的に見て、個人情報があったりとか、そういった場合には、それについては削除してくださいというふうに依頼して、削除していただくというようなことを考えています。

○委員（成田ちひろさん） 確認ありがとうございます。

市民農園のことで1点だけ、確認なんですけれども。市としては、一応、市民農園については、目標を掲げてというか、目標値を持って、このぐらいは市民農園を提供していきたいみたいのところだったかなというふうに記憶をしているんですけど、こういうふうに相続が起きてしまうと、どんどん閉園していくという状況に対して、何かしら考えていることとかというのが、今の段階で何かあるのかというのを確認したいと思います。

○生活環境部調整担当部長（鎮目 司さん） 市民農園の御質問にお答えします。市として、市民農園、例えばどれぐらいの区画や面積、これ、目標値として具体的に掲げている数値はございません。ですが、これは何せ相続等で、いつ、どこでそういった適地が出てくるかというのは、こちらで把握がなかなか難しいものですから、そういう機会があれば、必ず捉えて、土地所有者の方と御相談、御協議の上で、市民農園として提供していただけるということであれば、なるべく増やしていきたいという方向性で、今進めているところでございます。

以上です。

○委員（粕谷 稔さん） すみません、じゃあ、2点ほどお伺いしたいんですが。まず、この「ごみ

[速報版]

ナビ」なのですが、こういったごみはどういうふうに、何曜日とかに。検索で分かりやすくなるとは思いますが、従前、市のほうに、こういうごみなんだけどということを問合せをして、それは、じゃあ、何々ごみで出してくださいというやり取りがあると思うんです。いざ、そういった形で現場で出すと、回収される方の認識が違って、残ってしまうというときの苦情とかをいただいたことがあったんです。

今後、多分「ごみナビ」でやられる方はすんなりといくでしょうけれども、年齢的な問題だとか、環境の状況によって、問合せがあると思うんです。その辺のそごというのは生まれないのかということと、その辺をお伺いをしたい。デジタル化をして、どんどん進めていくのはいいんですけど、そこに漏れる方というか、まず役所に電話して聞いてしまう方もいらっしゃると思うんですが、その辺のことは、いわゆる役所と、回収される業者の方の認識のずれという部分はどのようにお考えで、今後、対応されるのかというのを、まず1点お伺いしたいと思います。

○ごみ対策課長（仲 雅広さん） ごみ対策課の示した分別のルールと、収集業者さんとの回収される方の認識というのは、「ごみナビ」にかかわらず、今の段階でもその辺はきちっと認識が共通していかなければいけないかなと思います。そういったお電話をいただいたときには、しっかりと業者のほうに指導して、あとはパンフレットなどを基にその辺りを共有するようにはしています。

「ごみナビ」につきましても、今、実験段階で収集業者さんにも使っていただいたりして、こういったものを市のほうで利用していきますので、自分たちでも確認いただくとか。例えばですけども、「ごみナビ」で誤ったルールを紹介してしまった場合には、その辺については、まだ時間が少しありますので、修正して、ちゃんとした案内にしていくようにしていきたいと考えています。

○委員（粕谷 稔さん） 分かりました。そのそごということで、結局、物によっては数日間というか、1週間なり、そのごみが残ってしまうというような状況があらうかと思っております。

あと、これも関連というか、「ごみナビ」はもちろん普及をさせて、市民の皆さんに使っていただくということだと思っておりますが、今これからの時期は、引っ越しで結構粗大ごみとかを出していらっしゃる機会が、これから増えてくると思うんです。結局、引っ越しをされて、粗大ごみ、もちろんルールに従って券を貼って出しているんですけど、出てしまったがゆえに、粗大ごみと一緒に不燃ごみというか、燃えないごみも、可燃ごみも一緒に置いてあったケースがあって、結局、粗大ごみは何日回収予定というのが分かるからいいんですけども、その次の可燃ごみで回収されて、不燃ごみが残っていたりとかいうことが、しばしばうちの近所で見受けられました。

例えば、利用される方は、結局これからの時期ですと、引っ越しをするのに、大量にごみが出るじゃないですか。また、この「ごみナビ」という部分にアプローチをしていくとは思いますが、結局、アパートとかで引っ越しをされた後に、ごみをその日、しょっちゅうごみの日に来るわけにはいかないの、アパートを退去するタイミングで一定数のごみが出ていくと思うんですけど。

そうした部分の、まちの景観とかの部分も含めて、「ごみナビ」の中で、そういった方々にアピールできるような制度があるとのいいのにな、なんてちょっと前に思ったことがあるんですけど。現状と、今後、またそういった形で自宅の前にしばらく放置されてしまうとか。結局、そういった形で役所に苦情というか、連絡が入った場合には、ごみパトロールとかで回収していただくような形になってしまっているとは思いますが、そうした部分のお考えというのは、この「ごみナビ」も含めて、どのように今後、人が入れ替わるシーズンがこれからやってきますので、現状とか、今後の方向性とかも

[速報版]

しあれば、お伺いしたいと思います。

○ごみ対策課長（仲 雅広さん） そうですね、確かに引っ越しされる方は、マンションであれば、管理人さんとかに伝えていただいで、言っていただければいいんですけども、粗大ごみで申し込んでいないようなものも置いていく方が確かにいらっしゃいますので、その辺については、これから引っ越しのシーズンですとか、粗大ごみの申込みにかかりますよなんていうお知らせを毎年していますので、そういった中で、「ごみナビ」だけでなく、広報とかでも周知していきます。「ごみナビ」につきましては、公式LINEからの通知というのができますので、そういった中でも、広報と併せてお知らせしていくことは可能かなというふうに考えております。

○委員（粕谷 稔さん） 非常に大変な状況だと思うんです、役所の方もそうですし。極力、せっかくこの「ごみナビ」を導入するに当たっては、業者の方と役所、また共通認識をしっかりと持っていて、結局市民の方が言われたとおりに出したのに回収されなかったみたいなことがあると、何のための「ごみナビ」なんだろうということにもなりかねないと思いますので、その辺をまた業者の方も認識をしっかりと持っていて。役所の問合せがあった場合にも、同じ回答になるような取組をぜひお願いをしたいというふうに思います。

すみません、あと農園の件なんですけど、今回一般向けが52区画ということで、あそこ、私もたまたま通ると、市民の方がすごく一生懸命耕していらっしゃって。今後、鎮目担当部長のほうからも、なるべく市民農園を確保していきたいというお気持ちを伺っていて、安心してはいるんですけども。いかんせん、今、近年の行政運営を見ていると、公園、児童遊園とか市民農園もそうなんですけど、相続ということが発生した場合に、言い方は悪いですけど、大きな市民財産というか、市民の大切な空間という部分が喪失されてしまうということは、これは土地が高い三鷹市だからこそ余計際立っちゃうし、難しい課題かなというふうに思うんです。

例えば、一番多いのは、農家の方が相続が発生して売却をせざるを得ないというような状況が、農園も含めて、公園とかも発生してくると思うんです。そうした部分を補完するような制度というのは、市側のほうでも、例えば東京や国のほうに絶えず要望されたりとか、研究という部分をされているのかというのを伺っておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○生活環境部調整担当部長（鎮目 司さん） 農地の減少、これ三鷹市では毎年、約2ヘクタールの農地が、相続等を主な要因として減少が続いているところです。これにつきまして、市のほうも非常に課題だと考えておりますし、JA等と連携して、国や東京都のほうに相続税の制度についての要望というのは毎年上げさせていただいているところです。

ただ、非常に難しいところは、質問委員さん、おっしゃったように、こちらから積極的に農地を取得する取組というのがすごくしづらい、なかなか難しい状況というのがございます。ただ、一方で、市民農園として、農地を貸し出す場合に、生産緑地の法律が改正されたことで、少しその手続が簡素化されて、貸しやすくなったということもございますので、そうした周知などは今後も引き続き市のほうからも広く市内のほうに広めていければと思っております。

以上でございます。

○委員（粕谷 稔さん） 非常に歯がゆいところですよ。生産緑地の手続の部分とかも、もちろん認識はさせていただいているつもりではあるんですが、今後どう農地を、市民農園を増やしていこうと思うと、エリアは限られてしまうと思うんです。そうした部分では、例えば牟礼の公園もこれからでき

[速報版]

ますけれども、大沢のエリアだとか、北野のエリアとかというか、どうしてもある程度の部分に限られてしまうと思うんですが、そういう部分、またしっかりアンテナとか周知を張っていただいて、すごく市民農園をやりたいというか、キャンセル待ちされている方はいつもいらっしゃって、いろんなお声をいただく機会もあるんですけども。

市も、やっぱりそういった努力をしっかりとしているということ、我々も含めて市民の方が理解していただくということが重要かと思っておりますので、そうした部分ももうちょっと見える化、幅広く周知、市民の方が分かるような。土地を持っていらっしゃる方への周知は、もちろん第一義的だとは思いますが、市民の皆さんにも、市も一生懸命農地を守るという姿勢を見せていくということも、非常に重要ではないのかなという気がいたしますので、その点も御考慮いただいて、また御検討を、エールを送るしかないんですけども、お願いしたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○委員（栗原けんじさん） それでは、商工会館移転に関する要望書の受理について、確認したいと思えます。この要望書の市の受け止め、この要望書にどういう意味があるのか。今後の商工会館の老朽化で、建て替え、移転が必要だと、確保しなくちゃならないという課題があるということが要望書で分かるんですけども、商工会館のこの問題についての市の対応はどのように考えているのか、確認したいと思えます。

○生活経済課長（黒木誠也さん） 今、御案内のとおり、三鷹の商工会館は三鷹の駅前のほうと申しますか、下連雀三丁目に位置しているわけです。これが、今回、御要望をいただいたということで、駅前からの移転というのも商工会さんの中で、1つ選択肢としてあるのではないかと申すというふうな認識ではあります。

ただ、具体的な必要なものですか、どういうものでかということ、この要望でも、今後の具体的な協議の機会というところで、恐らく商工会さんの中でも慎重審議がなされるというふうに認識しておりますので、市としても、出てきた御要望に対しては、何ができて、何ができないのか、どういうやり方があって、これはできないのかとかいうことを真摯に検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○委員（栗原けんじさん） 要望書は、三鷹消防署跡地の活用をさせてほしいという要望ですけども、この件については触れません。現実にある商工会館の今の課題をどのように支援、解決していくのかというのは、三鷹の商工振興の観点からも、市はしっかりと受け止めて、できる援助はしないといけないというふうに思います。

全然条件決めつけずに、コミュニケーションを十分とって情報共有しながら、最善の手だてがとれるように、商工会がなくなってしまうのは困りますので、商工会館もなくなるということは大きな損失になるというのは、誰の目から見ても明らかなことなので、その点でのこの要望書の受け止めをしっかりと、商工会館の移転の問題として取り組んでいただきたいというふうに思います。ちょっと歯がゆいんですけども、利活用の問題を抜きに考えて、よろしく申し上げます。

あと、井口の市民農園の閉園についてです。今回、52区画が一般でいうとなくなると。一般向けでいうと、約4分の1がなくなってしまうということで、大変な損失だなと。市民農園の有用性は、緑と水の公園都市、緑豊かな三鷹を守る上でも重要な視点なので、確保に努めていただきたいというのが1

[速報版]

つです。

今後も確保に努めていきたいということでしたけれども、今後の見通しはどうか、どのような取組をしていくのか。北野の二丁目の市民農園もなくなりましたし、設置場所には偏りがあります。農地が比較的残っているのは、北野や中原、牟礼の地域だと思います。貴重な空間を守っていく上で、今後の市民農園の確保の取組について、市のお考えを確認したいと思います。

○生活環境部調整担当部長（鎮目 司さん） 市民農園の今後について御質問いただきました。質問委員さん、おっしゃるように、近年では、今御質問にもありましたが、令和7年1月に閉園をしました北野二丁目の市民農園、そして、その前は、令和4年1月に閉園をした牟礼五丁目の市民農園というのがありました。ただ、その間も、令和7年、今年の9月には、牟礼三丁目に新たな市民農園が確保できたというようなこともございます。

これ、先ほどの御質問への御答弁と一緒に重なって重複する部分もあるんですけども、この土地、用地が出てくるところをこちらのほうで予想したり、見込みをつけるというのは、正直なかなか難しい現状がございます。ですので、市としても、そういった情報提供というのはこれから充実していかなければいけないと考えております。

先ほど、見える化をもっと進めるようにというお言葉がありましたけれども、これは市民農園に限らず、施策全てにわたって非常に大事な考えだと思っておりますので、少しでもその仕組みを理解していく、しやすさ、その点に配慮して、情報提供、また相談などがあつたときには、きめ細かく対応していく、そういうことをこちらのほうでもとらせていただこうと、そのように考えているところでございます。

○委員（栗原けんじさん） 今後の確保の見通し、決して容易ではないとは思いますが、農地も残されているということで、農協との連携ですとか、大きな土地を持っている方の協力を得られるような情報提供、情報収集をしていくということが必要だと思います。ぜひ、それを強化していただくことと、一定、目標を持って、目標を定めていないということ、どれだけ確保するのかと、持っていないということでしたけれども、ぜひ目標がどれくらい適切なのか。適切というよりも、市民のニーズと、今後の農業振興や、農に触れ合う環境をつくるという意味で、市としても目標をぜひ持っていただきたいと要望したいと思います。

目標を目持つことについての御見解を、最後確認したいと思います。

○生活環境部長（垣花 満さん） 委員さんおっしゃるとおり、市民が農体験、自分で農業に触れ合う機会として、貴重な制度であるというふうに認識しております。一方で、この都市農地、私たちとしては、まず都市農業を営んでほしいというのがございます。近年、そういう中でも、どうしても相続で土地が減っていく。もし、その中で市民農園を先に考えるというよりは、私たちのスタンスとしては、都市農業をきちっとやってもらうということがまず最初。

例えば、どうしても御高齢とかでできない場合に、諦めてしまうのではなくて、そういう市民農園のような形で運用できるような手段があるということをきちっと情報を出していくとか、そのときの制度整備をしておくとか、あと、もし法律等に不備があるのであれば、国に求めていくとか、そういったようなこともやっていきたいと思っております。

都市農業の振興と、市民の農に触れる環境の両立というのは、これは微妙なバランスの中でやっていくしかないかなと思っておりますが、私たちのスタンスとしては、そう思っていますので、あまり市民

[速報版]

農園を今何ヘクタールとかと、そっちから決めるといよりは、都市農業をきちっとやっていく、できれば後継ぎをつくっていくといったところをメインに進めていきたいと思っています。

決して市民農園がなくなっていいとか、そんなことは思っておりませんし、一定数を担保していきたい、現状を、なくなったところを補完できるように、私たちも情報網を張っていろいろ情報収集していますけれども、そういった考えでございませう。

以上でございませう。

○委員（栗原けんじさん） 目標を持つことについての質問だったんですけども、そういう受け止めだと。明確ではなかったんですけども、考え方としては受け止めます。農地においては、緑を確保するという側面と同時に、災害時には一次避難所に指定されているわけですね。住宅が密集している地域では、避難場所の空間が必要だという認識の下での防災ですね。防災対策、災害に強いまちをつくるという点で、空間はすごく大切だと。

毎年2ヘクタールぐらい農地が減っているわけですけども、このまま考えていくと、今の制度の下では、相続があるたびに減っていく現象というのはなかなか抑えられないだろうと思います。じゃあ、どうやってその空間を残していくのかという観点に立ったときには、市有地として、市の財産として確保することも必要だというときに来ていると思います。

国や都の制度で拡充を求めつつ、市民農園として確保しながら、災害時には防災の拠点だという位置づけも付して、市として財産を持っていく。農地として残していくのは当然ですけども、相続が起こったときには、市としてその財産を買い取ることができれば、一番残せることにつながるわけですから、その点での国や都に対しての働きかけも進めていっていただきたいと思ひますし、市有地として、市の土地として確保するというこゝも、今後、積極的に検討していただきたいというふうに思ひます。

また、それが残す力になって、一番有効な確実な手だてとなると思ひますので、検討していただきたいと思ひます。要望して終わります。

○委員（半田伸明さん） 「ごみナビ」の件は御苦勞さまでした。前定例会でかなりいろいろ言わせてもらった立場としては、このような貴重な調査をしていただいたことには、まず率直に感謝を申し上げたいと思ひます。委員会から出た問題意識をきちんと受け止め、調査をし、その調査を改めて別に報告をするという姿勢、これ大事だと思ひます。だから、今回、このような報告をいただいたことには、その姿勢、在り方について、まず謝意を申し上げたいと思ひます。

それを前提として、前回、私が質問したのか、他の委員だったのか、最近、物忘れが激しくなりました、私が聞いたのかどうかちょっと覚えていないんですが、画像をアップした場合に、その画像の背景を見て、ああ、この部屋はどこどこだとなってはいけないよという問題提起をしたわけですね。

だから、さっき30日とおっしゃいましたけど、一定の期間で消去云々というのは、ある意味当然のことだから、そこを確認とれたのはよかった。ポイントなのは、裏面2のエなんですよ。AIが学習しないとあるでしょう。ここが一番大事なんですよ。学習してしまつて、それを他社がChatGPTとかで調べて学習してしまつた内容が外に出ていくのは怖いよという問題提起を、私がさせていたかと思ひます。

そこで、このエの部分について、もう少し。1つは、学習しないとというのは、あくまで契約の話ですよ。本当に学習しないんですねという検証はできるのかどうか。さっき30日とありましたけど、30日の間でも、データが残ってしまつているときに、本当に学習しないんですねという。このAPIのポ

[速報版]

リシーの話がありましたけど、それを先方、業者さんが言うのを、ああ、そうですねではなく、市側が本当に学習していないんだなという検証をすることが大事だと思います。この点についての御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○生活環境部長（垣花 満さん）　　こういうITの世界、なかなか難しいんですけども、このOpen AIが、いわゆる自分のAIと外部のクラウドですとか、いろんなシステムプログラムと連結する、連結キーの役割を果たしているのがAPIという装置になります。Open AIのAPIについては、仕様としてAIに学習をさせないということで、そういう決まりとして作っている。そうやって世界中に提供しているものです。

一義的には、もしそれが違ったとなれば、これはOpen AIにとっては大変なことになります。とはいえ、私たちも調べれば調べるほどよく分からない面もございます。引き続き、残った期間もごございますので、その辺は、再度、例えばそういった検証ができるのか。もしくは、検証が要らないほどきちっとできているものなのかといったところについては、再度確認をして、事業を進めてまいりたいというふうに思います。

○委員（半田伸明さん）　　この件で、前定例会を含め、くどくど質問させてもらったことの私の問題意識は御理解いただけていると思います。1つ、事例を紹介しましょう。あるAIの会社さん、アメリカだったかな、実は勝手に漫画をつくってしまっている。日本の漫画家の人たちが、著作権侵害だということで、かなり問題ではないかということが、今騒ぎになっています。

これ、どういうことかということ、そのAIの会社が悪いんじゃないですよ。勝手に学習してしまうわけです。学習したものを、例えば手塚治虫の何々という漫画を画像を出してくれとなった場合に、学習を勝手にしてしまっているものだから、勝手に出てきちゃうわけです。そのAI会社の仕様がなつとらんじゃなかったって話に、当然落ち着いていく。そのようなことが起きたら、怖い。

だから、それはAPIのデータ利用ポリシーがこうなっているからということ、はい、そうですかではなく、何らかの形で本当に大丈夫なんでしょうねということ、先方さんとやり取りをする姿勢が、私は大事になってくると思いますので、この点については、今の部長の御答弁で重々了解しましたので、問題意識は共有をしていただけたらと思います。

それと、商工会なんですけど、まず論点を整理しなきゃいかんと思っているのは、商工会さんは、実は補助金交付先なんですよ。補助金交付先が利益を得ることになると、それは私は違うと思う。先ほど、黒木課長の話で等価交換という話がぼろっと出ました。それが現実路線かなと思いますけども、無償でどうのこうのしてあげるということではなくて、これが補助金交付先じゃなければ話は全く別なんですけど、そこはきちんと論点を整理しなきゃいけないと思うんです。

ある程度、商工会のほうの便宜を図るんだというのであれば、それは、はっきり言うと利益供与にならないとか、その辺りの論点をきちっと整理をして、結果的に、例えば定期借地権で貸すことにしました、例えば売ります、等価交換にしますという結論に至るまでの間の議論の過程として、その論点整理はきちっとしておくべきだろうと思います。この点についての御所見をお伺いしたいと思います。

○生活経済課長（黒木誠也さん）　　三鷹商工会さんは、三鷹市にとりまして、言わずもがな、本当に商業振興のパートナーでございますので、補助金も交付させていただきながら、各種事業者支援策を展開しているところでございます。

しかしながら、一方で、おっしゃっていただいたとおり、さっきの質問委員さんへの答弁もさせてい

[速報版]

ただいたんですけれども、何が市として適切に公益性、公平性の観点で正しくできるかどうかというのは、こういった御要望、公有地に建てるということも、先ほど御紹介したように、全て商工会さんのほうで建物も土地も所有されている中でのお話というのもありましたけれども、それがそうじゃないようなところをお願いということになりますと、ここは一段階、私どもといたしましても、何が適切でというところの論点については、今、先月末に出てきたところでございますので、当然まだ未定の状況ではございますけれども、先様の要望と、私どもで用意できること、できないこと、ここは慎重に検討を重ねて、調査研究も含めて進めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○委員（半田伸明さん） 1月に出てきたからといって、これ実は副市長、答弁してしまっているんだよね。商工会とは言っていませんけど、成田委員の質問だったかな。公共的団体から要請が来ている。たしか9月か、12月か。だから、書類が1月に来たからというのは、それはそれとして、以前から本会議で答弁があったということは、聞き手としては、えっとなったことはありました。

だから、なるほど商工会なんだなということで、それはそれで理解をしますが、決して利益供与にならない、ここだけは留意をして作業を進めていただきたい。

あと、細かい話になりますけど、もし等価交換になりますよとか、売却しますよとかになった場合に、当然議案とのかぶりは出てくる可能性はありますよね。だから、恐れているというか、心配なのは、ああ、これ議案になるの、ならないのみたいなところは、きちっとチェックをしていただきたい。その旨、お願いを申し上げます。御答弁については、結構です。

あと、市民農園なんだけど、これ、まず経過が、御遺族から用地返還の要望の連絡というのが先月となっていますが、お亡くなりになられたのがもうちょっと前という話ですよ。素朴な疑問。さっき6月とおっしゃいましたかね。半年たっているわけでしょう。そんな遅くに連絡が来るものなの。すみません、私、不勉強なので、いろいろ御指導いただきたいんですが、普通は亡くなった時点で相続税が大変だから、返却頼むねと言われるのは、それはそうだろうと思うんです。

だけど、約半年後に連絡があったということは、何でというのが、まず分からなかった。ここは事実経過を教えてくださいませんか。

○生活環境部調整担当部長（鎮目 司さん） 井口市民農園の閉園への経過について御質問をいただきました。ここは個人情報にも関わるところですので、言える範囲で御答弁したいと思います。最初にこちらへ連絡があったのは、令和8年1月ですが、実際には既に令和7年6月に所有者の方がお亡くなりになられたと伺っております。そのときに、この相続された方がお一人ではなかったというふうにも聞いておりますので、また、別のこの土地以外にも土地があるとか、そういった可能性も当然いろいろありますので、その調整、恐らく話合いがなされて、その後、こちらへ連絡が来たものと推察されるところでございます。

○委員（半田伸明さん） なるほど、共有案件ですね。分かりました。そうなる、待つしかないわね。

あと、さっき栗原委員からも話がありましたが、これを返還しろと言われてるんでしょう。返還することは、当然持ち主が売却するんでしょう。それとも活用するのと思いますよね。何が言いたいかというと、買ってしまえばよかったじゃんという、先ほどの栗原さんの質問にもつながるんだけど、その交渉の余地は全くなかったのか。この辺り、いかがでしょうかね。

[速報版]

○生活環境部調整担当部長（鎮目 司さん） 今回の案件につきましては、当初、連絡があった折から、基本的には相続税対策として売却をされるというような御意向が固まっている段階での御連絡でしたので、こちらから市が買い取るというような交渉の余地というのはなかったという認識であります。

○委員（半田伸明さん） うちが買いたいんだけど、駄目なのと交渉ができないということですか。

○生活環境部長（垣花 満さん） これ、あまり話を進めると、かなり個人的な情報の話になるので、一般的なお話として、こういうふうに農地所有者が……。

○委員長（土屋けんいちさん） この際、休憩します。

○委員長（土屋けんいちさん） 委員会を再開します。

○委員（半田伸明さん） 今、休憩をいただきまして、いろいろ実情をお伺いして、御指導いただき、ありがとうございました。何でこういうことを細かく聞いているかということ、売るんだったら、売り先の候補に市も入れてくれよと、普通は思うだろうということがまず一つ。いろいろ交渉が大変だったことはよく分かります。

あともう一つは、これが一番言いたかったんですが、実はこういう市民農園とかの農地関連と、公園との所管が違うと言われたら元も子もないんだけど、どういうことかということ、人が亡くなったときに、土地を使用貸借で借りているのを買いましようとなるとき基準が実はないんですね。あるとき公園は買ってしまふ。あるとき農地は買わない。私は、これは問題だと前から思っていました。

財政上云々というのは、それはもちろん当たり前の話なんだけど、その前にそもそも基準がはっきりしない。これは全庁的に使用貸借の土地で返還を迫られた場合に、例えば農地は優先して買いますよとか、いやいや、公園は優先して買いますよとかいう、一つの基準を庁舎内で。だから、財政的にたまたま潤っているから買ってしまえとか、それは違うと思うんです。トータルの基準というものがどうもはっきりしない。

今回、一般向け区画数52と、これ、かなりの数ですよ。だから、実際買ったら幾らなのという話はちょっと置いておいて。公園のケースと、農園のケースと、ほかにもいろんなケースはあろうかと思うんですけど、土地を買うよという基準。例えば、さっき都市農業、頑張ってくれとか、市民農園、確保して買えばよかったじゃないみたいな質問もあったけど、基準が見えないことには、その場、その場でやっているようにしか見えない。

ここをどう思っているのか。全庁的にここはきちんと基準をつくるべきではないかと思うんですが、生活環境部としての御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○生活環境部長（垣花 満さん） 非常に答弁に苦慮する御質問をいただいたかなと思っております。そういった基準というのは、まず一つは、そのとき、そのときでかなり難しい判断があるだろうと思います。そのとき、そのときの市の施策としての重要性ですとか、規模感ですとか、もちろん先ほどおっしゃった財政状況ですとか、補助金があるか、ないかとかですとか、それを購入した場合の後々の影響がどうかとか、その土地、土地によって様々な要素があると思うので、私たちとしても、一定の基準があれば判断しやすいという面は認識しますが、今の時点で、じゃあ、つくったほうがいいかなみたいな話になるかということ、私としては、現時点の認識としては結構難しいんじゃないかなというのが正直なところですよ。

以上です。

○委員長（土屋けんいちさん） 以上で、生活環境部報告を終了します。

[速報版]

○委員長（土屋けんいちさん） 休憩いたします。

○委員長（土屋けんいちさん） 委員会を再開いたします。

○委員長（土屋けんいちさん） 都市再生部報告、本件を議題といたします。

本件に対する市側の説明を求めます。

○都市再生部長・調整担当部長・三鷹駅前地区まちづくり推進本部事務局長（池田啓起さん） 本日はお時間をいただき、ありがとうございます。都市再生部からは1件、御報告させていただきます。

昨年から情報提供等をさせていただいてきました、都市計画道路の整備方針につきまして、今回、東京都より案の取りまとめがありましたので、その内容について御報告をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○外環・北野の里（仮称）担当課長（稲垣裕久さん） では、東京における都市計画道路の整備方針（案）について御説明させていただきます。

初めに、資料1を御覧ください。1、概要です。東京における都市計画道路の整備方針とは、東京都と区市町が連携して進めているものである都市計画道路の整備を計画的かつ効率的に進めるため、優先的に整備すべき路線などを定めたものであり、過去4回にわたり策定し、事業の推進に努めてきました。現行の第四次事業計画である整備方針の計画期間が、令和7年度、今年度までになっていることなどから、現在、新たな整備方針を令和7年度末の策定に向け進めており、このたび東京都において、この東京における都市計画道路の整備方針（案）を取りまとめましたので、御報告のお時間をいただきました。

なお、この整備方針（案）は、未着手の都市計画道路が対象のため、事業着手した路線、具体的には用地買収中だったり、工事中だったりする路線は対象外になっております。

2、経過及び今後の予定についてです。まず、経過については記載のとおりとなります。現在は、整備方針（案）についてのパブリックコメントによる御意見を東京都が取りまとめ中であり、3月に東京における都市計画道路整備方針の策定、公表を予定しております。また、進捗に応じて適宜議会への報告を予定しております。

続きまして、3、東京における都市計画道路整備方針（案）についてになります。本整備方針案は昨年末に公表されたものであり、今回は、三鷹市に関わる内容を中心に、主に資料1-1、概要版で御説明させていただきます。なお、今回の見直しにおきましては、三鷹市内での変更ではなく、現行の第四次基本計画を継続する内容となっております。

では、この資料1-1の概要版の1ページを御覧ください。まず、都市計画道路の整備状況といたしまして、道路延長約3,200キロメートルに対して、40年間で約900キロメートルが整備され、令和5年度末時点で約2,100キロメートルが完成しております。

2ページを御覧ください。道路整備の基本理念といたしましては、社会情勢の変化などを考慮し、緑色で示されております都市計画道路ネットワークを形成充実し、次世代を見据えた円滑な自動車交通と良質な歩行者空間が共存した都市を実現であります。

続きまして、資料1の3ページを御覧ください。都市計画道路の必要性の確認になります。未着手の都市計画道路の必要性を確認するに当たり、都全域に係る項目、地域に係る項目を、おのおの5項目設定しております。

4ページを御覧ください。三鷹市内には、こちらに記載の廃止候補路線の該当はありませんが、3路線が計画内容再検討路線に該当しております。これは、必要性が確認された都市計画道路のうち、特別

[速報版]

な事由により計画幅員や構造など、都市計画の内容について検討を要する路線が位置づけられたものになります。

位置づけの事由としまして、「外環の2」、三鷹3・4・13号線（支線1・支線2）の2路線は、高速道路が地下化されたことにより検討が必要な路線、三鷹3・4・7号線は、地形地物の状況により事業の実現性・施工性の観点から、道路線形、構造等の検討が必要な路線となっております。

5ページ、6ページを御覧ください。こちら、結果の一覧となっております。三鷹市内の都市計画道路につきましては、6ページの下の方で、計画内容再検討路線として計-5の「外環の2」、計-6の三鷹3・4・13号線（支線1・支線2）、計-15の三鷹3・4・7号線の3路線が該当しております。

この路線に関しては、現行の第四次事業計画においても計画内容再検討路線に位置づけられており、引き続きの計画となっております。

詳細につきましては、お配りした資料1-2の1ページ、2ページに抜粋を記載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

また、資料1-3は、現行の第四次事業計画において、計画内容再検討路線に位置づけられている路線、つまり今回の三鷹市内の3路線に関して、検討の方向性及び検討の経緯と方針について記載しておりますので、こちらも後ほど御確認いただければと思います。

度々すみません、1-1の概要版の7ページ、8ページにお戻りください。優先整備路線の選定です。優先整備路線とは、令和8年度から15年間の計画期間で優先的に整備すべき路線を示します。選定に当たっては、広域的な視点と地域的な視点から6つの項目を選定し、こちら8ページの上のほうになるんですが、全体で227路線、延長157キロメートルを選定されています。

続きまして、11ページ、12ページの多摩地域における優先整備路線を御覧ください。三鷹市内の優先整備路線につきましては、東京都施行が都-63、都-64の三鷹3・4・7号線、都-65と都-66の三鷹3・4・12号線の2路線4区間が該当しています。三鷹市施行は、市町-9の三鷹3・4・9号線、市町-10の三鷹3・4・13号線の2路線が該当しております。

今回の路線についても、都施行、市施行ともに現行の第四次事業化計画の優先整備路線から、引き続きの同一の路線となっております。こちらも詳細といたしまして、資料1-2の5ページ、最終ページになります。位置図を御覧ください。

青色の東京都施行については東京都が選定し、赤色の三鷹市施行については三鷹市が選定しているところですが、三鷹市施行の優先整備路線について御説明いたします。まず、市町-9の三鷹3・4・9号線についてです。引き続きの選定理由としまして、地境を含む空間であるため、道路ネットワークの観点、延焼遮断帯の形成に資するなど、防災の観点、三鷹駅周辺の活性化に寄与するなど、まちづくりの観点から継続して選定しております。

次に、市町-10の三鷹3・4・13号線についてです。引き続きの選定理由としまして、現在、南側の工事の都市計画道路と、北側の東京都施行の優先整備路線、都63に接続する路線であり、道路ネットワーク事業の継続性の観点から、こちらも継続して選定しております。

続きまして、資料1-1概要版にお戻りください。13ページを御覧ください。都市計画道路区域内の建築制限の対応についてです。こちら、現行の第四次事業計画の継続事項になります。現状、都内の都市計画道路の区域内では、都市計画法で認められている2階建てまでの建築の許可基準を緩和し、3階建ての建築可能とするなど、建築制限を緩和しております。

[速報版]

本件については、高層化のニーズが高まっていないことや、4階建て以上の建築物はより堅固な構造としなければならない、円滑な事業施行に支障を来すおそれがあることを踏まえ、引き続き現行の3階建てまでの緩和基準を継続することになっております。

15ページを御覧ください。道路空間の再編についてです。道路空間の再編とは、回遊性や滞在の快適性の向上などの多様化するニーズなどに応じて、歩行者空間拡大など、道路の幅員構成を見直すことで、ゆとりやにぎわい等を生み出す取組です。こちらは、今回新たに取り入れられた考えになります。17ページ、18ページは該当路線になっております。三鷹市内の道路は、今回該当はありません。

最後になりましたが、この御説明した資料1-1の整備方針概要版の本冊を参考資料としてお配りいたしましたので、後ほど御確認いただければと思います。

説明につきましては、以上になります。

○委員長（土屋けんいちさん） 市側の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

○委員（栗原けんじさん） 資料1-2の三鷹の優先整備路線一覧で、市町-9の路線は、住宅密集地で、整備の理由は説明がありましたが、市民の中では、現在も住宅が密集していて、本来必要なのか、どうなのかという意見がございます。災害に強いまちづくりという観点で考えたときに、別の方策もあるんじゃないかという、市民の整備に対しての意見もありますが、市としての受け止めを、この道路の位置づけとしてどのように考えているのかというのを確認をしておきたいと思います。整備しないで、災害に強い目的に資する整備の仕方もあるんじゃないかという意見がありますので、その点での御見解を確認しておきたいと思います。

○都市再生部長・調整担当部長・三鷹駅前地区まちづくり推進本部事務局長（池田啓起さん） 三鷹3・4・9号線につきましては、第四次事業化計画のときから、この必要性についてはどうかというような御意見はあるということは認識しております。ただ、三鷹市としましては、特にこの三鷹3・4・9号線につきましては、道路ネットワークの形成により、三鷹、武蔵境駅間の拠点間の道路ネットワークが形成されることであるとか、また、ここはゾーン30に指定されまして、狭隘道路がまだまだ存在しておりまして、火災の危険度が高い地域として延焼遮断帯としても、この道路が設定をされているところです。

また、広域的な連携、ネットワークとして、お隣の市でもこの線の延長線において、各東西南北を結ぶ幹線道路のバイパス線としても機能を果たすということで、一生懸命今事業を進めている経緯もあります。行政境に関連する路線であるため、東京都、また近隣市とも連携を図りながら、そういった理由から、三鷹市としては、この路線については必要路線としてまだ認識し、ただ、着手できない状況については課題とは捉えておりますが、今進めています優先整備路線の進捗、工事をしっかり見据えた上で、その状況を見ながら、次のステップとしてこの路線について検討を進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（土屋けんいちさん） ただいま栗原委員の質疑の途中ですが、J-A-L-E-R-Tのテストのため、しばらく休憩します。

○委員長（土屋けんいちさん） 委員会を再開します。

○委員（栗原けんじさん） 市の考え方は分かりましたが、市町-9の道路は整備すれば、大変市民の生活へも影響を与える負荷の大きな整備になります。災害に強い、延焼防止、火災に強いまちづくりと

[速報版]

いう視点で考えたときに、道路の整備だけではなく、建物の不燃化などの対策もあります。住民の負担にならないまちづくりという観点からも、整備については市民の十分な意見、また合意に基づいて進めていかなければならないということを御指摘しておきたいと思います。

終わります。

- 委員長（土屋けんいちさん） 以上で都市再生部報告を終了いたします。
- 委員長（土屋けんいちさん） 休憩いたします。
- 委員長（土屋けんいちさん） 委員会を再開します。
- 委員長（土屋けんいちさん） 次回委員会の日程について、本件を議題といたします。

次回委員会の日程については、次回定例会の会期中とし、その間必要があれば正副委員長に御一任いただくことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

- 委員長（土屋けんいちさん） その他、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、特にないようですので、本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。